

利用できる保養施設一覧

保養施設宿泊利用共同事業のご案内

皆さんの健康の保持増進を図る目的から
ホテル・旅館と保養施設利用契約をしています。
ご家族・グループなどの旅行にぜひご利用ください。



杉戸町マスコットキャラクター すぎたろう

【利用できる券】

- 杉戸町在住の方……利用券
- 杉戸町国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方……利用券と助成券

券の種類	内 容	要 件
利用券	提携料金で宿泊できます	・何度でもご利用いただけます
助成券	1泊につき大人2,000円[小人(4歳以上小学生まで)1,000円]の助成をうけられます ※宿泊料金から助成金額が引き引かれます。	・年度内2泊分まで ・国民健康保険税を完納されている世帯 ・後期高齢者医療保険料を完納している方

【ご利用の手順】

- ①直接ホテル・旅館に電話し、宿泊予約していただきます。
その際、「埼玉県国民健康保険団体連合会の保養施設宿泊利用共同事業」を利用することを伝え料金を確認してください。
※一覧に掲載されている料金は最低料金のため、時期により異なる場合があります。
また、料金に食事代が含まれているか併せてご確認ください。
※旅行会社等を通して予約した場合、補助の対象にはなりませんのでご注意ください。
- ②予約が取れましたら、「別紙」申請書を記入し、町民課国民健康保険担当まで提出してください。(後期高齢者医療制度加入の方は、町民課後期高齢者医療担当に提出してください。)
※発券には、時間がかかります。郵送となる場合がありますので、日数に余裕を持ってお越しください。
- ③「利用券」及び「助成券」を受け取りましたら、チェックイン時に宿泊先のフロントへ提出してください。

【宿泊予約の変更・取消】

予約後の取り消し、人数の変更の際は、宿泊先に連絡するとともに国民健康保険担当または後期高齢者医療担当へ券の返還・変更を申し出てください。変更の届出をしなかったことにより、ホテル・旅館が損害を受けた場合は違約金の請求を受ける場合があります。

【その他】

- ・★印のついた施設は、通常利用する際の宿泊料金と本事業の契約料金が同じ施設です。
- ・各施設の料金は、年度途中に変更になることがあります。
- ・施設により、年度途中で契約を解除する場合があります。